

令和3年度 12月補正の概要

I 一般会計補正予算（第12号）

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対する支援である子育て世帯への臨時特別給付金について、既に議決済みの5万円と合わせて全額10万円を現金で一括給付するほか、子育て世帯を支援し、あわせて地域経済の活性化を図ることを目的に、当該給付金の対象とならない子育て世帯に対してあま咲きコインを給付するため、令和3年度一般会計補正予算（第12号）を編成する。

2 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 3,708,000千円

（1）市民生活への支援の強化 3,708,000千円

・ 子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費 3,356,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対する支援である子育て世帯への臨時特別給付金について、既に議決済みの5万円と合わせて全額10万円を現金で一括給付する。

対象者：①令和3年9月分の児童手当に係る児童

②令和3年9月30日（以下基準日という。）において給付対象者に養育される高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）

③基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の給付対象児童

所得制限：児童手当の所得制限限度額に準ずる。

扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円

※扶養親族が1人増えるごとに所得制限限度額を38万円加算

給付額等：既に議決済みの5万円と合わせ、全額10万円を現金で一括給付する。

・ 子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業費 352,000千円

子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、あま咲きコインを給付することで、子育て世帯を支援し、あわせて地域経済の活性化を図る。

対象者：所得制限限度額を超えるため子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない者

給付額等：5万円相当分をあま咲きコインで給付する。

3 補正予算の規模

(単位：千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
222,708,379	3,708,000	226,416,379

4 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	352,000	民生費	3,708,000
国庫支出金	3,356,000		
合 計	3,708,000	合 計	3,708,000

5 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
民生費	児童福祉費	子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業	352,000

6 費目別事業概要

民生費

3,708,000 千円

子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費

3,356,000 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対する支援として、子育て世帯への臨時特別給付金を給付する。

子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業費

352,000 千円

子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、あま咲きコインを給付する。